

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第11号

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年山鹿市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項ただし書中「、2の項」を「から3の項まで」に、「8の項」を「9の項」に改め、同項の表9の項中「生後満3年」の次に「（会計年度任用職員にあっては、生後満1年）」を加える。

第27条の2第2号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。